

第4回環境審議会資料 『生物多様性地域戦略について』

- 施策の方針2-3「生物多様性の保全」は、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための施策群です。

- 第3次富士見市環境基本計画では、この施策の方針2-3「生物多様性の保全」を生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置付けるものとします。

- (参考) 生物多様性基本法

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。**

- 以下の3つの施策により生物の多様性を保全し、富士見市の自然環境の保全に取り組みます。

2-⑤ 「生育・生息環境と生きものの保全」＝ 守る

2-⑥ 「生物多様性に対する理解の促進」＝ 知る

2-⑦ 「生きものとふれあう機会の充実と保全活動の推進」＝ 行動する